

令和3年小値賀町議会定例9月会議 (第5日目)

1、出席議員 7名

2	番	松	屋	治	郎
3	番	宮	崎	良	保
4	番	黒	崎	政	美
5	番	末	永	一	朗
6	番	浦		英	明
7	番	今	田	光	弘
8	番	横	山	弘	藏

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	西	村	久	之
副	町	近	藤		進
教	育	吉	元	勝	信
会	計	前	田	隆	利
総	務	谷	元	芳	久
住	民	橋	本	博	明
福	祉	前	田	達	也
産	業	中	村	慶	幸
産	業	松	崎	久	幸
農	業	北	村		仁
建	設	橋	本		満
建	設	村	田	祐一	郎
診	療	牧	尾		豊
教	育	永	田	敬	三

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	西	浩	康			
議	会	事	務	局	書	記	松	田	智	恵	美

5、議事日程

別紙のとおりである。

## 議 事 日 程

令和3年小値賀町議会定例9月会議

令和3年9月14日（火曜日） 午前10時00分

- 第 1 会議録署名議員指名（宮崎良保議員 ・ 黒崎政美議員）
- 第 2 報告第 6 号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 3 議案第 5 4 号 小値賀町過疎地域持続的発展計画策定について
- 第 4 議案第 5 5 号 令和3年度小値賀町一般会計補正予算（第5号）
- 第 5 議案第 5 6 号 令和3年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第 5 7 号 令和3年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第 5 8 号 小値賀町教育委員会教育長任命の同意について
- 第 8 議案第 5 9 号 小値賀町教育委員会委員任命の同意について
- 第 9 議案第 6 0 号 小値賀町教育委員会委員任命の同意について
- 第 1 0 議案第 6 1 号 小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について
- 第 1 1 広報常任委員会委員選任
- 第 1 2 総務文教厚生常任委員会副委員長及び広報常任委員会委員長、副委員長選任

第 1 3 議会運営委員会委員選任

第 1 4 議会運営委員会委員長選任

## 午前 10 時 00 分 開 議

**議長（横山弘藏）** これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

### 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、3 番・宮崎良保議員、4 番・黒崎政美議員を指名します。

### 日程第 2、報告第 6 号、令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。町 長

**町長（西村久之）** おはようございます。

報告第 6 号、令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、説明いたします。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第 3 条第 1 項及び、同法第 22 条第 1 項の規定では、令和 2 年度の決算について、健全化の判断となる指標として「健全化判断比率」「資金不足比率」を記載した書類を監査委員の審査に附し、その意見書を附して議会に報告し、公表しなければならないこととなっております。

令和 2 年度決算に基づく、健全化判断比率及び資金不足比率を算定した結果は、「実質赤字比率」及び、「連結実質赤字比率」、「将来負担比率」並びに「資金不足比率」については該当いたしません。

実質公債費比率につきましては、7.0 パーセントで、前年度 5.7 パーセントと比較すると、1.3 パーセント上がっておりますが、これは平成 29 年度に総合運動公園グラウンド改修工事、農産物加工場建設工事、野崎島ビジターセンター建設工事といった大きな事業で借入した、過疎債、辺地債の償還が開始となったことにより、借入金の償還額が増加したことが大きな要因であります。

なお、今後の財政運営におきましては、監査委員ご指摘のとおり、適切な行財政運営を進め、財政の健全化に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

**議長（横山弘藏）** これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第 6 号、令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足

比率の報告についてを終わります。

**日程第3、議案第54号、小値賀町過疎地域持続的発展計画策定についてを議題とします。**

本件について、提案理由の説明を求めます。町長  
**町長（西村久之）** 議案第54号、小値賀町過疎地域持続的発展計画策定について、説明いたします。

過疎地域に対しては、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定され、以降10年毎に過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法として更新され、過疎対策が講じられてまいりました。

これらの法律の下、過疎対策により全国の生活環境等の公共施設整備は、着実に進んできましたが、国全体の少子高齢化やグローバル化が進む中、過疎地域は担い手不足から、地域の基幹産業である第1次産業が停滞し、高齢化や人口減により、限界集落といわれるような厳しいところも出てきている状況でございます。

このような中で、平成22年にはソフト事業への過疎債適用が可能となる「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が施行され、小値賀町においても、福祉や医療の充実、あるいは、産業の振興等に係るソフト事業に、多額の過疎債を充当しており、新年度予算では過疎債総額で、約5億8,570万円を計画いたしております。

過疎債充当の前提となる、過疎地域持続的発展計画については、5年毎に策定することとなっており、今回、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画を策定したところでございます。本計画の策定にあたりましては、将来の重点施策に加え、「総合計画」、「まち・ひと・しごと」総合戦略との整合性にも配慮しております。

本案につきましては、長崎県との協議が整いましたので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、第8条の規定に基づきご提案するものでございます。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

浦議員

**6番（浦英明）** この過疎債につきましては、5カ年の計画ということで先ほど説明ありましたが、これたくさんございますので、例えば辺地債についてはですね、事業費とかそれからあの…何年に行うとか、こういったその詳しく書かれておりますんですけども、先ほど申し上げたように、過疎債はたく

さん多ございますので、上げられないということなんですか、お尋ねします。

**議長（横山弘藏）** 総務課長

**総務課長（谷元芳久）** お答えいたします。

一応、前回の方でも、参考資料としてお渡しさせていただきましたけども、何年度で何のどういった事業をやるというような計画を参考資料としてですね、お渡しはしておりますけども、その際も金額は抜いてご報告させていただいたと思いますけど、それを各全国の市町村等確認してですね、参考資料として金額を入れて、議員さん達に資料として渡せるかどうか確認した上で、お渡しできればと思います。

**議長（横山弘藏）** 浦議員

**6番（浦英明）** 総合計画の中で、実質公債費比率が10%以上になると、こういうことを申し上げられたんですけども、この比率がわかるということ自体は、だいたいの事業費もわかるということで、その年度毎にだいたいの実質公債費比率は上がってくるものと、こういうふうに理解しておるんですけども、そのところを後でちょっと確認していただきたいと思います。

それであればですね、ちょっとページ毎に質問していきたいと思います。よろしいでしょうか。

14ページにですね、通信…上から1・2・3・4行目ぐらいにですね、「通信システムの活用、自給飼料の生産拡大、空き牛舎等の有効活用」とこういうふうに書いておりますけども、「空き牛舎等の有効活用」と、この意味ですね、内容についてお尋ねをします。

**議長（横山弘藏）** 産業振興課長

**産業振興課長（中村慶幸）** お答えいたします。

この「空き牛舎等の活用」というところでございますけれども、議員ご承知のとおり、今畜産の方では飼養頭数は増えていっておりますけれども、一方で高齢化によって、飼養農家は減少傾向にあります。その課題の1つとしてですね、離農されていく農家、畜産農家さんの牛舎の活用の可能性があるという考えの下に、記載をさせていただいております。

**議長（横山弘藏）** ほかにありませんか。 浦議員

**6番（浦英明）** 15ページの上から1・2・3・4・5・6行目ですね。「沿岸域での漁業振興（航海時間短縮）」というふうに書かれておりますけども、これは何をされるんでしょうか、お尋ねします。

**議長（横山弘藏）** 産業振興課長

**産業振興課長（中村慶幸）** お答えいたします。

行政の方で、具体的にこれをというのはありませんけれども、これもまたご承知のとおり、離島漁業再生支援交付金等で、漁業集落の活動もあっております。

す。で、背景として高齢化、先ほどの農業もそうですけど、高齢化が進んでいるという実態もございますので、より沿岸でですね、効率的な漁業が展開できれば、漁業の振興に資するという考えの下で、記載をさせていただいております。

**議長（横山弘藏）** ほかにありませんか。 **浦 議 員**

**6 番（浦 英明）** その「航海時間の短縮」ということがですね、具体的に書かれておりますので、ここがどのようなことか、もう少し具体的に説明していただければですね、過疎債というのは、ざっくりとこういうふうにごく考えて書いているんでしょうから、今から仕事をするためにこういうことを書かなくてはいけないと書いてると思うんですけども、これがちょっとわからないので、もう一度ちょっと説明のほどを…。

**議長（横山弘藏）** 産業振興課長

**産業振興課長（中村慶幸）** お答えいたします。

より近いところで操業ができれば、航海時間の短縮になって、漁労負担の軽減でありますとか、燃油の節減でありますとか、そういった効果が見込まれますので、そういう思いで記載をさせていただいております。

**議長（横山弘藏）** ほかにありませんか。 **浦 議 員**

**6 番（浦 英明）** たくさんあるんですけど、私だけ質問してもなんでしょうから、一呼吸おいてから1つ1つ質問します。

えーとですね、19 ページにですね、ここに下の方にですね、「経営近代化、農業」と書かれておまして、「畜産クラスター、牛舎1棟」、それから普通の「牛舎が2棟」こういったのが書かれております。これは担い手公社がやるんだというふうに、書かれておりますんですけども、もう少しこうわかりやすいように説明していただだけませんか。

**議長（横山弘藏）** 産業振興課長

**産業振興課長（中村慶幸）** お答えいたします。

この19 ページのですね、下から3つ目から下を、ご説明いたします。

これに関しまして、まず「連棟APハウス」というふうに記載しておりますけれども、そこは現在就農した方、それからこれから担い手公社の研修を修了して、就農しようとする方が、そのハウスが必要になるということになりますので、そこに関しての支援措置を想定して書かさせていただいております。

それからその下の2つは、いずれも畜産ですけども、これも現在就農してる方、それからその研修を受けてる方がおられますので、その方たちの支援を想定して、記載をさせていただいております。

**議長（横山弘藏）** **浦 議 員**

**6 番（浦 英明）** これ「担い手公社」と書いてあるんで、担い手公社自体が



やるんだらうかなあと思ったんですけども、担い手公社の方からその研修生に対する、個人的なものだというふうに考えていいんですかね。お尋ねします。

**議長（横山弘藏）** 産業振興課長

**産業振興課長（中村慶幸）** お答えいたします。

従来その、園芸施設に関しましてもですね、担い手公社が整備をして、そしてそれを就農する方に貸し出すと。で、通常の減価償却期間の倍ぐらいの期間で、なるだけ無理なく償還ができるような形にして、償還を終えるとその本人さんにですね、公社の方から譲渡して、で、最終的には本人のものになるという仕組みでございます。

ですので、畜産クラスターに関しても、牛舎等整備に関してもですね、そういった可能性がございますので、そういったことで「担い手公社」というふうにかかせていただいております。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑ありませんか。 今田議員

**7番（今田光弘）** 今、浦議員が細かい質問をしておりますが、ちょっとこの、この発展計画の位置づけがですね、ちょっと表現悪いんですが、総花的にちょっととりあえず出しとかなないと、あとで過疎債を申し込む時にはまずいで、総花的にとりあえず項目を出そうというものなのか、ある程度その束縛されるレベルのものなのか、ちょっとそこが把握できないので、もし本当にこれに束縛されるぐらいのレベルであれば、もっと細かいことを時間をかけて、やっぱりいろいろ議会の方も、もっとやらなければいけないと思うんです。実際にパブリックコメントを求めている、お二人から9件ですか来てるようですが、すごい細かいレベルなんです。その辺についてどういうそのスタンスというか、ちょっとその辺をご説明願えますか。

**議長（横山弘藏）** 総務課長

**総務課長（谷元芳久）** お答えいたします。

議員おっしゃるとおりですね、細かいものについてはできるだけこの計画の中でも、事業費とか前年度の、前回のですね、事業計画を基に継続して行うべきものであったりとかですね、まだ全然進んでないものとか、そういったものを含めて掲載しております。

またその5年というスパンもありますし、その中でですね、やはり、こういったものというものも大まかに出すべきものもあろうかというものも含まれておりますので、その詳細に見積もったものとか、この計画については他の総合計画であったり総合戦略、また公共施設等総合計画ですかね、その分も含めたですね、含んだ計画となっておりますので、整合性をとったですね、計画となっておりますので、あらゆるもの、大まかなもの、詳細のものも含めて入っています。また、詳細にわかってその額が変わったりした場合はですね、その都

度、過疎計画の変更を議会の方に求めて、議会の方に上げさせていただきたいと思っておりますので、今回はそういったものも含めて、出させていただきます。

**議長（横山弘藏）** 今田議員

**7番（今田光弘）** いくつかのところで気になることがですね、例えば、バスが古くなったので、ダウンサイジングして、ダウンサイズしてマイクロバスの購入とかですね、あるいは住民センターを耐震もしくは新築すると、そういうふうにもう決めてるんですが、それに対して、もっと違うやり方もあるっていう検討もされていっていいと思うんですね。だからそういう意味で、これに束縛されてしまうのかなっていうちょっと疑問です。そういうことで、もう一度答弁をお願いします。

**議長（横山弘藏）** 総務課長

**総務課長（谷元芳久）** お答えします。

ある一定の束縛は受ける形になります。これをしとかなないと起債を借りれない。ただ先ほど言ったように、この計画の中でうたわれてないもの。まず、詳細にわかってきて、変更がきくものはその都度、先ほど言ったように皆さんと協議した上で、その都度変更をかけながら、より良いものにしていくこととなります。

**議長（横山弘藏）** ほかに…。

浦議員

**6番（浦英明）** 私が今、質問しているのはですね、前の過疎債と違って、今度新しく載った分を質問しているわけなんですけども、これは前にありますよということであれば、継続の内容ですということなので答弁してもらって結構です。

29 ページですね、29 ページの（7）の渡船施設でですね、「省エネ・バリアフリーの建造」、それから「はまゆうのオーバーホール」こういったものがされております。それから、その今言ったバリアフリーの件につきましては、建造だから、これ「さいかい」だと思っんですけども、この建造はいつ頃を計画をしていくのか。それとこのオーバーホールについてもですね、その時期にはちょっとこれ運航はできないと思っんですけども、そうした場合、代船でやるのか。そういったことについて説明をお願いします。

**議長（横山弘藏）** 総務課長

**総務課長（谷元芳久）** お答えいたします。

新造船につきましては、先ほど議員さんがおっしゃるとおり「さいかい」を予定しております。計画では、一応令和6年度をちょっと見込んでおります。

また「はまゆう」のオーバーホールにつきましては、令和5年度を予定しております。

代船につきましては、今小値賀町でも、海上タクシーとして登録されております船をですね、その都度空いてる船を契約して、代船として回してもらうようにしておりますし、現在でも船の検査等ですね、船が動かない場合はそういった形で運航をさせていただいております。

**議長（横山弘藏）** ほかにありませんか。 **宮崎議員**

**3番（宮崎良保）** 19ページに戻ります。過疎債の主な目的としては、小値賀町の産業の活性化、福祉の向上、教育の推進ということで、幅広くこうあるんですけども、ちょっと気になったのが19ページですね。産業振興の「農業水路等長寿命化・防災減災事業・野崎ダムの水管理システムの改修」というのがここに載っています。事業主体が県となっております。

県の事業に小値賀町が過疎債の計画に載っていいのか、その辺の理由を伺います。

**議長（横山弘藏）** 産業振興課長

**産業振興課長（中村慶幸）** お答えいたします。

県営事業で大規模な事業を行う場合にですね、地元負担が発生いたします。当然行政、町の負担、それから受益者である土地改良区の等が発生しますので、その負担に対して過疎債が適用できる、という意味での記載でございます。

**議長（横山弘藏）** ほかにありませんか。 **浦議員**

**6番（浦英明）** 32ページですね、中ほどにですね、し尿処理施設が書いてあります。「汚泥の受入槽の設置事業」と書いておりますけども、この内容について説明をお願いします。

**議長（横山弘藏）** 建設課長

**建設課長（橋本満）** お答えいたします。

現在、し尿処理場、下水道、共に老朽化して、統合計画が可能かどうかということを検討をしております。それで、最終的に統合が可能であるということが判断できれば、し尿処理場の受入施設をですね、作るということを今のところ計画しております。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑ありませんか。 **浦議員**

**6番（浦英明）** 今の説明でいえば、これは新規でなくて継続つちゅうことになりますね。前にもありましたからですね。そしたらいいです。

えーとですね、それから42ページですね、(3)の集合施設の中で、斑地区住民センター・納島・柳・浜津・中村、こういったその公民館といいますかね、センターの新築、あるいは改修工事が出されております。その中でですね、柳の地区住民センター、これは改修および、かつこして新築、浜津も改修および、かつこして新築と、書かれておりますけども、これは前の過疎債においてはですね、耐震をやるということで書いてあったんですけど、耐震は終わったので、

これは改修あるいは新築、これもう決まっておるのではなかろうかと思うんですけども、これは二通りのかっこで書かれたのはどういう意味なのかお尋ねします。

**議長（横山弘藏） 教育次長**

**教育次長（永田敬三）** お答えいたします。

柳地区と浜津地区の住民センター改修もしくは新築の件だと思いますけども、この件につきましては、耐震のですね、以前の計画では耐震としておりましたけども、耐震もまだ行っておりません。今後ですね、両地区ともかなり、老朽化調査を実施しましたところ、非常に施設自体が傷んでいるということがわかっておりますので、今後、各地区のご意見もお聞きしながら、改修がいいのか、新築がいいのか、地元の意見も聞きながらですね、今後計画的にやっていくということで、この計画上は改修、かっこして新築ということで、両方を見据えた形で記載をさせていただいております。

**議長（横山弘藏） 浦議員**

**6番（浦英明）** これはさっき言ったように、耐震については、前年度以前の過疎債にのってあって、私はそれはもう完全にされたものというふうに思っておるんですよ。今言った答弁は、前の時にはそういうふうな答弁をされたんですけども、なかなか前に進んでいないようですので、この時世、台風が来てですね、施設が壊された場合は困るんで、これは早急に地区と相談をしてやっていただきたいというふうに思います。それはそれで終わります。

それからですね、44 ページにですね、「水中遺跡の保存と活用」ということで、この内容、対策が取られております。それを見ますと「漁業関係者などへの説明を通して、水中遺産の保存と活用に理解を求めて保存体制の強化を図る。」と、こう載ってますけども、これは以前、漁業者の方からですね、ストップをかけられておったと思うんですけども、このことについて、再度また協議をする、掘り起こして考えてみるということのようですけども、どういうふうにこう進んでいくのか、もう少し具体的にわかりませんか、お尋ねいたします。

**議長（横山弘藏） 教育次長**

**教育次長（永田敬三）** お答えいたします。

44 ページの水中遺跡の保存と活用の件でございますけども、今年度ですね、令和3年度に一部調査を考えておまして、予算の承認も議会の方からいただいておりますので、一部ですけどもその調査を進めたいと考えております。

ただ、ご承知のように前方湾には、養殖業者とかですね、漁業者の関係の船とかもございまして、十分にその漁業者の理解を得てから進める必要があろうかと思っておりますので、その辺は、産業振興課の水産の方ともですね連携

しながら漁業者の意見を聞いて、極力影響がないような形で調査をして、調査の結果ですね、歴史的なそういう大事なものというのが判明したら、今後のですね、小値賀町の地域づくりとか、観光面でも活用できるものになるのではないかと思いますので、進めたいとは思っておりますが、その辺は漁業者の影響等も配慮しながら、やっていきたいというふうに考えております。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 54 号、小値賀町過疎地域持続的発展計画策定についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 54 号、小値賀町過疎地域持続的発展計画策定については、原案のとおり可決されました。

5分休憩します。

しばらく休憩します。

—	休憩	午前	10	時	27	分	—
—	再開	午前	10	時	32	分	—

**議長（横山弘藏）** 再開します。

日程第 4、議案第 55 号、令和 3 年度小値賀町一般会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

**町長（西村久之）** 議案第 55 号、令和 3 年度小値賀町一般会計補正予算（第 5 号）について説明いたします。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う営業時間短縮協力金、葬斎場の改修箇所の追加、松くい虫被害木処理事業、下水道処理施設の更新工事等に伴う特別会計繰出金、町道筒井浦海岸線道路改良工事に伴う増額補正が主なものでございます。

予算書1ページ第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ9,030万4,000円を追加し、補正後の予算総額を39億3,516万4,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正で、4ページ第2表に示しますとおり、アワビ種苗育成放流事業500万円の追加、消防ポンプ自動車購入事業、葬斎場改修工事、臨時財政対策債3件2,532万円の増額変更、水産業振興奨励事業と小値賀町担い手公社運営補助金2件950万円を廃止としております。

今年度末の起債残高見込みは、12ページ調書のとおり、36億3,897万3,000円となります。

以上、補正予算の概要を説明いたしました。

詳細については、担当より説明させますので、よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** 総務課長

**総務課長（谷元芳久）** それでは、説明書7ページ、歳入から説明させていただきます。

1款1項1目・個人714万5,000円の増額は、所得割の増額が主なもので、補正後の町民税の額を6,550万1,000円としております。同じく、2項1目・固定資産税を7万円減額し、補正後の固定資産税の額を6,953万7,000円としております。同じく、3項1目・種別割を3万6,000円増額し、補正後の軽自動車税の額を1,119万5,000円としております。

9款1項1目・地方特例交付金を14万円減額し、補正後の地方特例交付金の額を66万円としております。

10款1項1目・地方交付税は、普通交付税額の確定により2億5,477万4,000円を増額し、補正後の地方交付税の額を19億7,477万4,000円としております。

なお、普通交付税の確定額は18億5,477万4,000千円となっております。

14款2項2目・衛生費国庫補助金100万円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金で、補正後の国庫補助金の額を1億6,397万7,000円としております。

15款2項4目・農林水産業費県補助金690万円の増額は、造林事業費補助金で、5目・商工費県補助金300万円の増額は、感染拡大防止営業時間短縮協力金補助金で、補正後の県補助金を3億383万円としております。

18款1項1目・財政調整基金繰入金2億6,059万円、2目・振興基金繰入金

700万円の減額は、剰余金を基金へ繰り戻すもので、補正後の基金繰入金の額を2億4,117万7,000円としております。

19款1項1目・繰越金6,441万7,000円の増額は、前年度繰越金によるもので、補正後の繰越金の額を1億1,441万7,000円としております。

20款4項5目・雑入を1万円2,000円増額し、補正後の雑入の額を2,667万円としております。

21款1項1目・総務債1,412万円の増額は、臨時財政対策債の確定によるもので、3目・衛生債1,000万円の増額は、葬祭場改修工事で、4目・農林水産事業債450万円の減額は、小値賀町担い手公社運営費補助金700万円減額、アワビ種苗育成放流事業500万円増額、斑漁港上架施設改修事業250万円の減額によるもので、7目・消防債120万円の増額は、第2分団の消防ポンプ自動車購入事業によるもので、補正後の町債の額を4億9,332万円としております。

歳出について、9ページから申し上げます。

1款1項1目・一般管理費を27万円増額、3目・財政管理費165万円の増額は、公会計及び財務会計システムの改修業務委託料で、5目・財産管理費を2万2,000円増額、15目・新型コロナウイルス対策費300万円の増額は、営業時間短縮期間の延長に伴う、営業時間短縮協力金の増額で、補正後の総務管理費の額を6億2,086万8,000円としております。

3款1項1目・社会福祉総務費を78万円減額し、補正後の社会福祉費の額を3億8,110万8,000円としております。

4款1項1目・保健衛生総務費を22万8,000円増額、2目・予防費を7万8,000円増額、3目・環境衛生費1,000万円の増額は、葬斎場改修工事に係るもので、補正後の保健衛生費の額を3億4,327万9,000円としております。

5款1項3目・農業振興費は、財源組替えです。同じく、2項1目・林業振興費6,500万円の増額は、被害森林整備事業（更新伐）によるもので、補正後の林業費の額を2億1,636万3,000円としております。同じく、3項2目・水産業振興費、3目・水産施設費は、財源組替えです。

7款1項1目・土木総務費617万6,000千円の増額は、下水道施設の更新工事等に係る特別会計への繰出金で、補正後の土木管理費の額を1億2,123万2,000円としております。同じく、2項3目・道路新設改良費342万円の増額は、路線バス運行ルートの見直しに係る町道筒井浦海岸線道路改良工事が主なもので、補正後の道路橋梁費の額を7,806万5,000円としております。

8款1項2目・消防施設費は、財源組替えです。

9款1項2目・事務局費100万円の増額は、若者向け短期滞在施設整備工事によるもので、補正後の教育総務費の額を7,055万5,000円としております。同じく、7項1目・社会教育総務費を24万円増額し、補正後の社会教育費の額

を8,249万円としております。

以上で、説明を終わります。

**議長（横山弘藏）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第1款・町 税 浦 議 員

**6番（浦 英明）** 町税は、1項の町民税、それから2項の固定資産税、3項の軽自動車税、たばこ税というふうにかうありますけども、全部でこれいくらになりますか。お尋ねします。

**議長（横山弘藏）** 住 民 課 長

**住民課長（橋本博明）** お答えいたします。

浦議員がお尋ねの総額というのは、決算見込みということであれば、すみません、資料が手元にございませんで、後ほど答えたいと思います。

**議長（横山弘藏）** 浦 議 員

**6番（浦 英明）** 私が一応積み上げている数字はですね、1億6,286万9,000円になるわけですけども、これが合っているかどうかわからないので、確認のためお尋ねしておるわけなんですね。それで、何を聞きたいのかっていうことは、このコロナ関係で3年度については、若干減額になるのではなかろうかと言われておったんですけども、2年度とほとんど変わることなく、反対に若干いくらですかねこれ、私の手元の計算では、31万7,000円程増えておるわけなんですよ。そこをちょっとお尋ねしておりますんで、あとで答弁のほどお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** 住 民 課 長

**住民課長（橋本博明）** 答弁の修正を、訂正をさせていただきます。

まず、町税の総額ですけども、補正予算書2ページ、歳入のですね、1款・町税の右肩、合計1億6,286万9,000円、これが今回の補正を加味した後の町税の額の状況です。

あと、続けて答弁したいと思います。

住民税の状況ですけども、コロナで減収が予想されたところではありますけれども、所得割、均等割等を見ますと、あまり影響が出ておりませんで、一部ではですね、コロナの影響に伴う、その協力金であるとか国からの支給…なんて言いますか、支援金、これらもですね、収入に計上されますので、そのような支援金等によります、収入の増もあるものと思われま。

**議長（横山弘藏）** ほかにありませんか。

町税ありませんか。



(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 次に移ります。

第9款・地方特例交付金

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 次に移ります。

第10款・地方交付税

浦 議 員

**6番(浦 英明)** 地方交付税につきましてはですね、8月4日の長崎新聞に載っておりました。19億1,689万4,000円と、これを配分しますと、こういうふうになっておりましたんですけども、このうち先ほど説明のあった、普通交付は18億5,477万4,000円なので、6,212万円の差額が生じておるわけなんですけども、この差額は、臨時財政対策債とこういうふうになるのか、確認のためにお尋ねします。

**議長(横山弘藏)** 総務課長

**総務課長(谷元芳久)** お答えいたします。

議員おっしゃるとおりです。

**議長(横山弘藏)** 浦 議 員

**6番(浦 英明)** この普通交付税につきましては、今も言いましたけども、18億5,477万4,000円ということになりますけども、これで確定なのか。要するに、これが決算見込みになるのかお尋ねします。

**議長(横山弘藏)** 総務課長

**総務課長(谷元芳久)** お答えいたします。

確定値になります。

**議長(横山弘藏)** 地方交付税ほかにありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 次に移ります。

第14款・国庫支出金

国庫支出金ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 第15款・県支出金

県支出金ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 第18款・繰入金

繰入金ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 第19款・繰越金

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 第20款・諸 収 入

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 第21款・町 債 宮 崎 議 員

**3番(宮崎良保)** 農林水産業債ですね、農業債で7,000万減額しております。小値賀町担い手公社運営補助金ですね。700万。すいません。これは、公社の運営補助金は、研修生ちゅうか、非営業…収益性のない事業に対する補助金ですので、研修生が減ったということで、解釈していいんでしょうか。

**議長(横山弘藏)** 産業振興課長

**産業振興課長(中村慶幸)** お答えいたします。

この町債の組み換えですけれども、これは過疎ソフトをですね、担い手公社の運営費補助金に充当していたのを、今回700万充当全額を減額をして、充当自体が、過疎債の充当自体が、ただなくなるというだけで、運営費補助金自体に、影響するものではありません。

**議長(横山弘藏)** ほかに町債ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 歳出に移ります。

第2款・総 務 費

宮 崎 議 員

**3番(宮崎良保)** えーと15目の新型感染対策費ですね、300万追加がなっております。営業時間短縮協力金としてなっております。これは、あの一前の補正予算第4号の時に、1,400万程度組み込んでですね、20店舗該当するよということを回答がありました。今回も、その300万について20店舗のみでしょうか。伺います。

**議長(横山弘藏)** 産業振興課理事

**産業振興課理事(松崎久幸)** お答えいたします。

前回と同様ですね、20店舗を想定しておりまして、今回6日分の計上となっております。

**議長(横山弘藏)** ほかにありませんか。

総務費ありませんか、ほかに。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 次に移ります。

第3款・民 生 費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 次に移ります。

第4款・衛 生 費

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 次に移ります。

第5款・農林水産業費

農林水産業費ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 次に移ります。

第7款・土 木 費

今 田 議 員

**7番(今田光弘)** 10ページの、道路橋梁費の中の町道筒井浦海岸線道路改良工事ということで、なんかあの…バスのルートを変更するとかいう話のようですが、これについて内容をお聞かせください。

**議長(横山弘藏)** 総務課長

**総務課長(谷元芳久)** お答えいたします。

土木費でありますけども、関連して「小値賀交通」関係の、関係で道路の方の改良をするということですので、こちらの方からお答えさせていただきます。

バスがですね、烏山・中山線というのがあるんですけども、あつすいません、烏山です。烏山・中山線ですね。旧・近藤前町長ですね、前から前方後目公民館・中山というバス停があるんですけども、その間をですね、区間を筒井浦海岸線の方に抜けていくということで、そこの改良工事を行いたいと。で、傾斜がきついので、ちょっとバスが運行するにあたり、運行しにくい。また、幅が、曲がり角がですね、若干、曲がり、鋭角になってますので、その改良工事に伴うもので、まあそこを動かす、そこを改良することで、一旦中山の方に、前方後目公民館に戻って、またそこから筒井浦の方に入って行って、筒井浦の方にもバス停が2つあります。待合所と一番奥の方に1カ所あるんですけども、そこを効率よく回って、バスの運行をうまく回していきたいということで、このルート変更も来年度にですね、協議を行う予定にしておりますので、その前にまず道路の改良を行いたいということで、予算を上げさせていただいております。

**議長(横山弘藏)** 今 田 議 員

**7番(今田光弘)** あの来年度に、そういう協議をしたいということなんですが、実際にバス路線を変えるというのは、かなり時間がかかると思うんです。それを考えると、どうして年度途中で持ってきたのかなど。来年度、新年度にやって、でまあ…並行してというか、その後、時間的にも合うのではないかなど、あの…ルートを変える手続きですね。その辺については、なんで年度途中で今回出てくるのかなあというのがちょっと不思議だったんですが、いかがですか。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷元芳久） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、ルートの変更には時間を要しますので、まずその時間を要する間に、そこを変更するにあたり、前段階からですね、ルート、ルートの整備を先にやって、それに基づいて、終わった次第、変更協議が終わった時点で、すぐ運行ができるような形を取っておきたいということで、こういうふうな形で、先に道路の改修工事をさせていただくような形を取っております。

議長（横山弘藏） 今田議員

7番（今田光弘） あのおっしゃってることはわかります。で、実際これが、筒井浦の奥からまっすぐ抜けていけば早いのはわかりますが、どうして当初予算の時にに入れてなかったのか。どうして補正になったのかというのを伺います。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷元芳久） お答えいたします。

ルートの変更とか、まあその…時間変更をやっていく中で、見直しを行っていく中で、年度途中でですね、こういったところをちょっと運行ルートを変えた方が住民も利用しやすいし、運行にかかる経費等の削減にも繋がるということで、当初わかっておけば、当初から上げさせてもらうところだったんですけども、そういう協議をする中でですね、こういう年度途中で上がったということで、今回上げさせていただいております。

議長（横山弘藏） 今田議員

7番（今田光弘） わかりました。

気になるのが、筒井浦の方から鳥山のバス停ですね、あそこを上っていくところだと思うんですけど、右のカーブでかなり鋭角であるということと、高低差がだいぶあると思うんです。で、盛土がかなりの量が出てくると思うんですけど、その盛土の土というのはどこから持ってくるんでしょうか。

議長（横山弘藏） 建設課理事

建設課理事（村田祐一郎） お答えいたします。

盛土は発生しないですね、路盤でちょっと嵩上げするような施工になると思います。

議長（横山弘藏） 今田議員

7番（今田光弘） たぶん、1メートルとかあると思うんですけど、大丈夫ということですね。まあ直接、予算的には関係ないのかもしれませんが、ちょっと現場見てみると、そんなに簡単な場所ではないというのが気になりますので、逆に言うと、この金額で足りるのかなというちょっと不安もあるんで、もう一度すいません、その辺、説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 建設課理事

建設課理事（村田祐一郎） まだ詳細に測量までしてないんですけども、ある程度の一旦停止の区間とか、ある程度レベル区間とかも必要だと思いますので、その辺も考慮して縦断の設計をやっていこうと思っております。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

— 休憩	午前	10 時	58 分	—
— 再開	午前	10 時	59 分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

ほかに土木費ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 次に移ります。

第8款・消 防 費

消防費ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 次に移ります。

第9款・教 育 費

宮 崎 議 員

3番（宮崎良保） 教育費でですね、若者短期滞在施設整備工事費がここに100万ほど上がってます。内容の説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（永田敬三） お答えいたします。

今回の増額については、2点理由がございまして、1点目は、まずあのコンクリートの単価がですね、県の単価が見直しを行われたというものが1点で、もう1点がああ…ご承知かと思っておりますけども、木材の高騰があっております、その2点の影響によります増額ということで、100万を今回お願いをいたしております

議長（横山弘藏） ほかにありませんか。

浦 議 員

6番（浦 英明） この100万でですね、だいたいどのくらいになるのか工事費が、例えばその2年度では当初予算が7,000万ほど上がっておったんですけど、それから積み上げてどれくらいになるのか、お尋ねします。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（永田敬三） お答えいたします。

合わせますと、7,655万6,600円になります。

議長（横山弘藏） 浦 議 員

6番（浦 英明） うーんと私の積み上げ間違いかなあ…。2年度の当初で7,000

万、それからその時の補正で1,860万、今回100万、で8,960万くらいにこうなるようなんですけど、ま、それが間違いであれば構いませんけど、もう一度確認のためお尋ねします。

**議長（横山弘藏）** 教育次長

**教育次長（永田敬三）** お答えいたします。

あの一短期滞在施設の建設にかかる分は、先ほど申した金額と…金額です。

**議長（横山弘藏）** 教育費ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑ありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

次に第2表『地方債補正』についてご質疑願います。

質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** これですべての討論を終わります。

これから、議案第55号、令和3年度小値賀町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

この表決は起立によって行います。

議案第55号、令和3年度小値賀町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**議長（横山弘藏）** 起立全員です。

したがって、議案第55号、令和3年度小値賀町一般会計補正予算（第5号）

は、原案のとおり可決されました。

**日程第5、議案第56号、令和3年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。**

町長（西村久之） 提案理由の説明を求めます。 町 長  
議案第56号、令和3年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、説明いたします。

今回の補正予算は、保健事業において、高齢者のフレイル予防のための委託業務を新たに計上するもので、予算書1ページ、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30万4,000円を追加し、補正後の予算総額を5,171万3,000円とするものでございます。

それでは、説明書7ページ歳入から説明いたします。

4款1項1目・事務費繰入金を78万円減額し、補正後の一般会計繰入金の額を2,407万円としております。

5款1項1目・繰越金を108万4,000円増額し、補正後の繰越金の額を108万5,000円としております。

8ページ、歳出では、1款4項1目・保健事業費30万4,000円の増額は、令和4年度から実施を計画しております、「高齢者の保険事業と介護予防の一体的な実施事業」の「通いの場」において、高齢者の心と体の機能低下状態、いわゆる「フレイル」を予防するための活動を補助していただく、サポーター養成のための委託料で、補正後の保健事業費の額を471万8,000円としております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第4款・繰入金

繰入金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第5款・繰越金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 歳出に移ります。

第1款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 次に原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 56 号、令和 3 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 56 号、令和 3 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)は、原案のとおり可決されました。

**日程第 6、議案第 57 号、令和 3 年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

**町長(西村久之)** 議案第 57 号、令和 3 年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)について、説明いたします。

今回の補正予算は、施設の設備更新工事に伴う増額補正が主なもので、予算書 1 ページ、第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 847 万 5,000 円を追加し、補正後の予算総額を 1 億 5,951 万 5,000 円とするものでございます。

それでは、説明書 6 ページ 歳入から説明いたします。

4 款 1 項 1 目・一般会計繰入金金を 617 万 6,000 円増額し、補正後の一般会計繰入金の額を 1 億 364 万 6,000 円としております。

5 款 1 項 1 目・繰越金を 229 万 9,000 円増額し、補正後の繰越金の額を 329 万 9,000 円としております。

7 ページ、歳出では、1 款 1 項 1 目・一般管理費を各節のとおり 57 万 9,000



円増額、3目・漁業集落排水管理費 289万6,000円の増額は、大島終末処理場汚泥脱水機インバーター交換と、斑終末処理場自動微細目スクリーンの更新費用が主なもので、4目・漁業集落排水管理費は、前方終末処理場自動スクリーン更新費用 250万円計上、5目・公共下水道管理費は、笛吹地区お試し居住施設に係る公共柵設置工事費を 250万円増額し、補正後の総務管理費の額を 7,003万5,000円としております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第4款・繰入金 浦議員

**6番（浦英明）** 617万6,000円追加・補正した内容について、お尋ねします。

**議長（横山弘藏）** 建設課長

**建設課長（橋本 満）** お答えいたします。

先ほど町長から説明がありましたように、各施設の修繕費が主なもので、歳出の方で書いてますけども、大島漁港のインバーターの取り換え、それから斑クリーンセンターの自動微細目スクリーンの更新、それから前方クリーンセンターの自動スクリーン、それから公共下水道の公共柵設置工事、こういった内容を含めまして、補正の要因となっております。

**議長（横山弘藏）** 浦議員

**6番（浦英明）** これはあの…、前年度と比べましてですね、約1,400万ほど、こう増額というふうになっておるわけなんですけども、元年度が9,800万、2年度が8,700万と、こういうふうに下がって来ておったんですけど、今回上がったのは、先ほど説明した内容のようなんですけども、今後この工事費につきましては、ずっとこう上がっていくんですか。その見解をお尋ねします。

**議長（横山弘藏）** 建設課長

**建設課長（橋本 満）** お答えいたします。

今後、し尿処理場とか下水道、いつも言うておりますように、老朽化がもう顕著でございます。そのためあの…統廃合に向けてですね、検討しているところでございますが、その結果の出るまでは、修繕が突発的に起きた時には、すぐに対応しなければ住民生活に支障をきたすということで、今後とも、その金額がどれぐらい毎年増えていくかということはここでは明言できませんけども、修繕費は数年は上がっていくと、あと、その統合とかですね、する計画になればですね、当然その工事費も増えていくということで、今後の見通しとす

ればですね、金額が上がっていくことが考えられるということが、今言えること  
とでございます。

**議長（横山弘藏）** 繰入金ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 次に移ります。

第5款・繰越金

繰越金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 歳出に移ります。

第1款・総務費

総務費ありませんか。

浦議員

**6番（浦英明）** 3目の漁集、それから4目の農集、これについてちょっと  
お尋ねしたいんですけども、その中で漁集の方ですね、需用費が172万円修  
繕料として上がっています。これあの前、説明書を頂きましたんで、大島の終  
末処理場の汚泥の脱水機インバーターの交換だと、こういうふう聞いており  
ます。これをもう少し詳しく内容の説明をお願いします。

**議長（横山弘藏）** 建設課長

**建設課長（橋本 満）** お答えいたします。

3目の10節・修繕料につきましては、別添の方ですね、修繕・50万以上の  
表ということで、付けさせていただいております。この内容ですけども、大島  
処理場の方はですね、他の処理場と違いまして、離島ということで、終末処理  
の濃縮汚泥の方は、そこで遠心分離器にかけまして脱水をして、完結するよう  
な仕組みでございます。その時に遠心分離機を制御するインバーター、これは  
イメージ的にはクーラーでもインバーターというのがあるかと思うんですけど、  
なるべく機械に負担をかけないように、初動とか、途中で回転よくすればまた  
それを維持するといった制御盤です。これの取り換えの修繕工事が、この172  
万円でございます。

それから4目の14節・工事請負費、これは前方クリーンセンターの自動スク  
リーン更新工事に係る費用250万ですけども、終末処理場に一番最初に入って  
くる段階で、ゴミを取り除かなければいけません。このゴミっていうのが、あ  
の…汚泥以外の紙類であったりとか、中には台所の残渣といったものが入って  
くるんですけど、こういったものをスクリーンにかけて除去しないとですね、  
そのあとの機械に支障をきたすということです。一番前処理な施設が今故障し  
てますので、その取替工事の費用がここに計上されている金額ということです。

**議長（横山弘藏）** ほかにありませんか。

浦議員

**6番（浦英明）** 今の説明でわかりましたけども、その斑の方もだいたい一

緒だなど思うんですけども、自動微細目というんですか、これと今の前方のやつとは若干違うと思うんですけども、もう一度これ説明…。

**議長（横山弘藏）** 建設課長

**建設課長（橋本 満）** お答えいたします。

あの一同じ目的のスクリーンでございますけども、一番最初に入ってくる段階で、大まかなゴミを取るっていうことで、ここでは自動スクリーンということで書いてます。で、2段階目の処理といった時には、微細目ということで、細かいゴミまで分別する、除去するということで、微細目という名称で上げさせていただきます。

**議長（横山弘藏）** ほかに総務費ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 57 号、令和 3 年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 57 号、令和 3 年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第58号、小値賀町教育委員会教育長任命の同意についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長  
町長（西村久之） 議案第58号、小値賀町教育委員会教育長任命の同意について、ご説明いたします。

皆様ご承知のように、平成27年に法律の改正があり、教育長を直接、首長が任命し、議会の同意を求めることになっております。

今月末に任期満了となります。吉元勝信教育長におかれましては、平成27年10月1日から2期6年間、本町の教育振興に多大なご尽力を頂きました。特に、小中高一貫教育の推進、ICT教育の推進をはじめ、世界文化遺産登録、ふるさと留学生の受入れなど、大きな業績を残していただきました。特に世界文化遺産登録については、大変なご苦労があったことと思います。そのご尽力に敬意を表しますとともに、この場をおかりしまして、心より感謝を申し上げます。残念ながら、ご本人の都合で任期満了をもって退任したい旨の申し出があり、慰留に努めましたが、本人の意志も強く、引き留めることができませんでした。

その後、慎重に人選を進めて参りましたが、後任の教育長として、近藤隆二郎氏をお願いしたいと思っております。

近藤隆二郎氏は、昭和40年長崎市生まれの55歳です。東京都立戸山高等学校を卒業後、大阪大学工学部を卒業し、大学院工学研究科に進学され、工学博士を取得しております。その後、和歌山大学・システム工学部助教授、滋賀県立大学・環境科学部教授を歴任され、2016年からフリーランスとして各種ライティング業務に携わってきており、本年は、医師向け最新医学・医療情報サイトの地域版ライターとして活躍されており、また、8月までは小値賀町町議会議員として活躍をされておりました。

人柄につきましても、皆様ご承知のとおり、人格は高潔で、大変真面目で、温厚な方で、教育行政に関しても高度な識見を有しており、近い将来小値賀町のリーダー的な存在として活躍されるものと確信をしており、教育長として、適任だと思いますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は、法律により、令和3年10月1日から令和6年9月30日までの3年間となります。よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

浦 議員

6番（浦 英明） 近藤議員のあの一辞職に伴いまして、議員数は7人という

ふうになります。例えば議会でですね、決を取る時に3対3になれば、これはもう議長権限になるわけです。そうしますとやっぱり、こういうことが続きますとですね、大変議会の責任が重くなりまして、議会運営が大変難しい状況になるわけでございます。また、議員のなり手が叫ばれている中でですね、小値賀町も欠員となり、再選挙に追い込まれる可能性が見え隠れしておるわけなんですけども、その中で議員辞職までさせて教育長にと考えは、由々しき問題だと私は思っておりますけども、こういうことは考えなかったのかお尋ねします。

**議長（横山弘藏）** 町 長

**町長（西村久之）** 議員さん、浦議員さんがおっしゃることもよくわかりますけども、将来を考えて私も行政運営をさせていただいております。「将来どなたが小値賀町を担っていくのか」ということを鑑みて考えた時に、まず近藤隆二郎さんの顔が浮かびまして、それでご指名をして、させていただいたということでございます。こういうことも珍しいことではございませんし、あの一全国の市町村長…市町村の教育長の履歴を見まして、平成27年の法改正以来、以後ですね、あの全国の市町村の教育長の履歴を見まして、前市町村議会議員とか、町会議員とか村会議員という履歴がある方はほとんどこれに該当するものと、私も伺っておりますし、まあ違法なこともしておりませんし、将来を、先ほども言いましたけども、将来を考えますと、近藤さん以外に私は教育長はないのではないかと、今現在の町の中でですね、そういうふう考えたもので、今回教育長を近藤隆二郎さんをお願いしたいということでありまして。また先ほど浦議員さんがおっしゃりましたように、議会の運営もですね、少し小値賀町の場合は定数が8名ですので、現在7名になっておりますけど、なかなか運営も難しいことと思っておりますけども、他の議員さんにもいろいろ、こう負担をかけるとは思いますが、私も将来を考えて指名したわけですので、どうかご同意いただきたいと思っております。

**議長（横山弘藏）** 他に質疑…。 浦 議 員

**6番（浦 英明）** 近藤議員が辞めまして7名と現在なっております。それで、仮に「私も辞めたい」というふうな議員が出た場合は、6名になります。そうした場合はこれは選挙を行わなければいけません。これはまあ再来年の統一地方選挙でもそういったことが懸念されるわけですね。8名のところ6名になるのではないかと、そういうことにならないように我々議員としてもですね、例えば女性の方に出ていただきたいということで、産前産後の休暇を出そうかと、そういった内規も、内規といいますか、規則も改善しようというような試みもやっています。それであの一、再選挙になればですよ、さっき言ったように6名になれば2名の欠員だから、これは必ず選挙をしなくてはいけない、こういうふうになっております。それで選挙をして、仮に当選人がいなかった場合、再

び50日以内に再選挙になります。そしてまたいなかった場合は、これずっと当選人が決まるまで、これやらなくてはいけないんですよ。そういった場合には、小値賀町民に大変な負担をかけると思います。大変な苦勞をかけると思います。そういったことは考えなかったのかお尋ねします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（西村久之） 仮の話には私もちょっと答弁を控えますけども、まああの1名近藤、前近藤隆二郎さんが辞めたことで再選挙にならないというふうな確定しておりましたので、他の人がそれに連なって何名か辞めるというふうなことはまず考えませんで、考えなかったの、近藤隆二郎さんを私はご指名したわけでございまして、例えばもう一人、そんなら私も辞めるよという人が仮にいたとすればですね、それは仮の話なので、私も答弁は差し控えたいと思います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑ありませんか 浦 議 員

6番（浦 英明） まだ他に質問したい方がおるとお思いますんで、これで質問を止めますけども、視点を変えまして、こういった教育長をですね、議員の中から、言い方は悪いですけど、引き抜くこういったその事例が小値賀町ではあったのか、それと都市部の方でそういったことはあったのか、この2件について、事例についてお尋ねします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（西村久之） 小値賀町ではなかったと思います。まあ任期が以前はですよ、27年に法改正があるまでは、任期が4年でしたので、それぞれ選挙が終わった時に指名するわけですので、辞めてからまで、教育長になって下さいというふうなことは、以前はなかった、ありませんでした。全国で見ますと、先ほども言いましたように、こういうふうな事例はあちこちであっております、別に違法なことをした覚えもないし、一番最短でいえば丹波篠山市ですかね、丹波篠山市の新しい教育長が、昨年選挙が、市議会議員の選挙がありまして、1年余りで辞任して教育長になられております。こういうふうな事例は全国でいっぱいありますので、私、うちの小値賀町だけが特別なことをしたというふうな考えは私の中にはございません。

議長（横山弘藏） ほかに質疑ありませんか。 今 田 議 員

7番（今田光弘） 法律が変わって、町長が任命するという形になるんですが、ということはまああのなんだろその一、今の教育長というのはあくまでも事務方のトップというような解釈だと思うんですが、町長としては、新しい近藤さんが教育長になったとして、一番何を求めますか。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（西村久之） おっしゃるとおり、教育行政のトップでもありますし、ま

ああの、私がまず考えたのが、客観的に、今まではですね内部からの昇格とかがありましたので、中から見ていた教育行政と、また外から見て客観的に外から…失礼しました。客観的に外から見た教育行政というものを、近藤さんもずっとやってきておりますので、その点で現在の教育行政と化学反応を起こしてより良い方向に行くのではないかというふうなことと、まあ将来的には近藤さんは私の中では、町の中でリーダー的な存在になるのではないかと私は確信しておりますので、その点で私は指名させていただきました。

**議長（横山弘藏）** 今 田 議 員

**7番（今田光弘）** 今まで近藤さんが議員の時に、一般質問でいろいろ質問されていましたが、その中で近藤さんの自分の考え方と町長あるいは今までの吉元教育長の考え方が、やっぱちょっと違うところがあったと思うんですよ。そうなった時に、どういうふうにこれから先やっていくのかな、というのがちょっと不安なところがあるんですが、それについてはいかがでしょうか。

**議長（横山弘藏）** 町 長

**町長（西村久之）** ええ、おっしゃるように一般質問の時も、私と近藤議員さんの意見もある程度違うところも出ましたし、吉元教育長とも意見の違いもありましたけども、それは例えば行政を運営するうえで、予め会議…協議をしてまいるので、例えば私と副町長と、それが教育的な事務のトップであられる教育長の間です、それぞれ今後の行政運営を協議していい方向に持っていくわけですから、まあ衝突することもあるかとは思いますが、それはそれでいい方向に向けば、町のために将来なると私はそれを確信しておりますので、是非ともお願いしたいと思えます。

**議長（横山弘藏）** 今 田 議 員

**7番（今田光弘）** あの一おっしゃってることはよくわかるんですが、根本的な、根本的な考え方が違う場合に、やっぱりあの一本当に素晴らしい人物、今日も傍聴にみえてますが、あの一なるべく彼のやりたいようにやらせてあげてというのが基本だと思うんですよ。その時にまあ変な話ですけど、町長が折れなきゃいけないという部分も出てくると思うんですよ。せつかく彼が、近藤さんが教育長になるのであれば本当に、なるべく本人を尊重して、本当に小値賀を変えていきたいと。今までも吉元教育長も一生懸命やってらっしゃってこの状態になってるんで、ほんとにこのまま、これ以上、このままプラスこれ以上ほんとに伸ばしていくためには、近藤さんの力が必要かなあという気がするんですが、その時にほんとに町長がうまく気を使っただけなのか。そこが一番不安なところ。すいません、その点についていかがでしょうか。

**議長（横山弘藏）** 町 長

**町長（西村久之）** お答えします。

現在もですね、私と吉元教育長と意見が違うことは多々あります。けどそれは、その話し合いをしながら、あの先に行く方向で、あの一私は今度認めてもらえばですね、近藤議員さんは自分がやりたいということをちゃんと前もって協議をして、それで私も納得すればそこでやっていくというような方向で、全部が全部認めるということを私は言ってるわけではないんで、協議をしながらより良い方向で町を進めていこうというふうに考えております。以上です。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますがこれにご異議はありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 討論を省略することに対して、異議がありましたので、これについて人事案件に対する討論でもあり、議会運営委員会にて協議をしたいと思えます。

**議長（横山弘藏）** しばらく休憩します。

—	休憩	午前	11	時	31	分	—
—	再開	午前	11	時	36	分	—

**議長（横山弘藏）** 再開します。

只今、人事案件に対する討論について、議会運営委員会にて協議していただき、今回は討論を行うということで通知を受けましたので、報告いたします。

それでは、これより討論を行います。

まず本案に反対者の発言を許します。

浦 議 員

**6番（浦 英明）** 私は反対の立場で討論をいたします。町長は近藤隆二郎君が現職の議員であることを承知の上で、教育長にどうかと打診し、近藤君が了解したあとで議長宛に辞職願をだしたと聞いております。私は不日、そのことを知って、青天の霹靂というか、啞然となりました。現職議員を引き抜いて教育長に任命するという、小値賀町はじまって以来の由々しき事態であり、空恐ろしいことをしたなというふうに思いました。辞職願を出す前に、近藤君と話した折に、なぜ議長に相談にいかなかったのか、残念でなりません。

仮に、わたしも議員を途中で辞めたいという人が出た場合、ならびに次の選挙で議員定数が8人のところ6人しかいない場合、補充するため、選挙になります。選挙しても当選人がいなければ再選挙になり、50日以内に選挙が行われ



ます。それでも当選人がいなければ、当選人が決定するまで、選挙を続けなければなりません。議員のなり手不足で全国的に頭悩ませているこの時世に、しばし立ち止まって、考えてみることはできなかつたのか。もう少し思慮深い考えが欲しかったなと残念に思います。

それから、近藤君は議員として折り返しの3年目に議会運営委員長としていろいろな計画を立案し、実現に向けて推進途中でありました。例えば、議会の活動に関するアンケートの実施、石垣の魅力と保全継承、ゴミを出さない暮らし、議会に関するFAQ、議会と語ろう会の提案、さらに、動画編集、議会専用Web配信作成、会議録アーカイブ化、みんなの議会と多岐にわたっています。私は彼の前向きな考え・将来性に共感し、彼に言いました。「私は今限りで議員には出ないので、私の票はあなたに入れますと。頑張ってください。応援します。」というふうに度々エールを送りました。しかしながら、彼は道半ばで議員を辞職をしました。応援していたのに、ショックであり、残念であり、裏切られたという悲壮感でいっぱいです。近藤君は自分の計画した仕事を途中で辞めて去っていくのをどのように感じていたのか、聞いていないので、その気持ちを推し量ることはできませんが、忸怩たる思いはあつたのではないかというふうに推察をいたします。1期4年を全うしないで2年あまりで辞める人が、はたして教育長という職を全うできるのか、私は訝しくてなりません。

従いまして、私は、議案第58号、小値賀町教育委員会教育長任命の同意について、反対をいたします。

以上で討論を終わります。

**議長（横山弘藏）** 次に、本件について賛成者の発言を許します。今田議員7番（今田光弘） 人事案件ですので、前もって町民の皆さんに、なかなか町民の皆さんの考えを伺うことができませんでした。で僕もほんとはつきり申し上げて、今日の時点、今の…先ほどの時点までどうしようかとかなり悩みました。ただその中で、先ほどの町長の答弁を、もう信じるしかないということ強く感じて、賛成同意の立場で討論いたします。

先ほど、浦議員さんからもありましたが、近藤さんは新人議員でありながら、議会運営委員会委員長、新人で議会運営委員長というのはまずないことなんです。それに総務文教厚生委員会の副委員長、そしてまた、広報常任委員会の委員をこなして、近藤さんがいたからこそこの2年半、小値賀町議会としてもいろいろなチャレンジをしていくことができたと思います。8人しかいない議員、しかもその重責を担う近藤議員を教育長にするというのは、あまりにも議会の現状を理解していない、議会軽視であると言わざるを得ません。議員の任期は再来年の4月まで、あと1年半です。議員を1期務めあげてからの教育長であれば、ほんともろ手を上げて賛成するところでした。ただ近藤さんは、

教育長の声がかかったことから自らの退路を断って議員辞職を出し、8月会議で賛成多数で辞職を許可され、現在はフリーの身分です。

今、町の教育関係では、いろいろな問題が山積していると聞きます。人口減少が収まらない中で、中学生は3学年とも15人前後しか生徒がいません。しかも、中学校を卒業してすぐに島外に出る生徒もいるようです。なんとか北松西高校を存続させ、存続させるための「小値賀町ふるさと留学制度」をはじめとして、いろいろな取り組みをより一層しかもスピード感を持って進めていかなければならない、まさに今がその時だと思います。

さて、近藤さんの経歴については、先ほど町長も軽く触れましたが、この討論の場では控えますが、まさに教育長にふさわしいということは間違いありません。近藤さんが教育長になれば、彼の実行力でそれらは前に進んでいくと思います。ただ一方で、先ほど僕が話しましたように、質疑の中で言いましたが、今までの議員時代の一般質問のやり取りからすると、やはり町長と近藤さんとの考えには大きなズレがあるように感じます。教育長は事務方のトップであるという立場である現在、本当に近藤さんが自分の思うように活躍できるのか、不安な部分があるのも確かです。とはいうものの、もし今回の人事案件が不同意となり教育長が不在となると、迷惑を被るのは児童・生徒・教職員、そして町民です。

議員の皆様におかれましては、議会軽視という不満は大いにあるとは思いますが、小値賀町にとって、小値賀町民にとってのベスト、何がベストなのかを十分検討していただいた上で、表決に臨んでいただきたいと申し上げ、賛成同意の討論とします。以上です。

**議長（横山弘藏）** ほかに討論はありませんか。 **宮崎議員**

**3番（宮崎良保）** 小値賀町教育委員会の教育長の任命の同意についての、反対の立場で討論をいたします。

近藤隆二郎氏は長年教育現場で経験を積み、教育のプロとして尊敬を集められ、誠実で温厚な誰からでも親しまれる好感をもたれており、本来であれば教育長としても、とてもふさわしい人であろうということは推察をされます。私が反対討論をしますのは、彼はつい先日まで、我々と議席を同じくする小値賀町議会の議員だったということであり、議員の辞職については一身上の都合とありました。辞職後において、一町民として教育長のお誘いがあったのであれば反対する理由はありませんが、今回の経緯をみると教育長に就任するための議員辞職であり、議員のあり方として筋道が通りません。

議会・議員は住民自治の基盤である合議制の住民代表機関として、地域の民主的な合意形成を集め民意を集約し、町的意思を決定するという重要な役割があります。その役割を、その役割は町民を代表として、直接選挙で選出された

首長と、相互に牽制し合い、地方自治の適切な運営を実現するという、重要な使命もあります。

今回は、無投票当選とはいえ、私たちは住民に1期4カ年の任期をフル活用していくことをお約束して立候補しております。これまで近藤氏においても、議会運営委員長として、民意の的確な反映や地域住民の参加に対して、積極的に活動してきたことはみなさんご承知のとおりだと思います。しかし、辞職の理由のひとつに、議会の中にあっては、執行部のありようを変えることができない旨の理由をうかがいました。また、町長の要請もあつたことから、議会を辞職し、今回教育長として同意を求められておりますけれども、地方公共団体の意志を決定する機能及び執行機関と、執行機関を監視する機能を持つ議会から執行部への移行は、町民に対して裏切りとしか受け取れません。これが、多くの町民の声です。なぜ議会ではできないのでしょうか。議会活動および議会活動を通じて提言等の活動はできるのではないのでしょうか。議会とはそんなに権威の無い組織なのでしょう。今回のような事案が、議会の権威を落としていると思いませんか。また近藤さんにおいても、このような状況で教育長に就任し、すばらしい体制を構築できるのでしょうか。決めるのは議会であります。すばらしい人材です。まことに残念です。しかし、町の最高意志決定機関であるという議会の権威と首長と議会のありかたを乱す今回の議案にはとても看過できません。このような事例が先例とならないようにするためにも、小値賀町教育委員会教育委員長の同意については誠に残念ではありますが賛同することはできません。

従って、本案に反対をいたします。以上です。

**議長（横山弘藏）** ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** これで討論を終わります。

これから、議案第58号、小値賀町教育委員会教育長任命の同意についてを採決します。

この表決は起立によって行います。

念のため申し上げます。

これより教育長任命の同意について、賛成者の起立を求めますが、着席は反対とみなします。

お諮りします。

小値賀町教育委員会教育長の任命の同意については、これに同意することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**議長（横山弘藏）** 起立少数です。

したがって、議案第 58 号、小値賀町教育委員会教育長任命の同意については、これに同意しないことに決定しました。

**日程第 8、議案第 59 号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを議題とします。**

本件について提案理由の説明を求めます。町長  
**町長（西村久之）** 議案第 59 号、小値賀町教育委員会委員任命の同意について、説明いたします。

現在、教育委員会の委員を 4 名の方をお願いしておりますが、そのうち中村好秀氏の任期が、9 月末日をもって満了となることから、中村氏に再任いただくことをご提案するものでございます。

中村氏は、平成 25 年 10 月から 2 期 8 年間、教育委員会委員として、本町の教育振興にご尽力をいただいております。

これまで、教育行政に対し貴重なご意見、ご指導をいただくとともに、委員として熱心に活動されており、教育委員会委員として適任者でありますので、引き続き、中村氏に委員をお願いしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和 3 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの 4 年間となります。

よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 異議なしと認めます。

したがって討論を省略いたします。

これから、議案第 59 号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを採決します。

お諮りします。

小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 59 号、小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに決定いたしました。

**日程第 9、議案第 60 号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを議題とします。**

本件について提案理由の説明を求めます。町 長

**町長(西村久之)** 議案第 60 号、小値賀町教育委員会委員任命の同意について、説明いたします。

現在、教育委員会の委員を 4 名の方をお願いしておりますが、そのうち 田口美津子氏の任期が、9 月末日をもって満了となります。

田口氏については、2 期 8 年間、本町の教育振興にご尽力をいただきました。この場をおかりしまして厚くお礼を申し上げます。

今回、田口氏の任期満了に伴い、新たに 横山明美氏を教育委員会委員をお願いするものでございます。

横山氏は、皆様ご承知のとおり、元町職員で保育教育として、失礼しました、保育教諭として長年、幼児教育に携わるなど、本町の教育行政に対しても熱心で、教育委員会委員として適任者でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。

なお、任期は令和 3 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの 4 年間となります。

よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願いいたします。

**議長(横山弘藏)** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 異議なしと認めます。

したがって討論を省略いたします。

これから、議案第 60 号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを採決します。

お諮りします。

小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 60 号、小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに決定しました。

**日程第 10、議案第 61 号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを議題とします。**

本件について提案理由の説明を求めます。

町 長

**町長(西村久之)** 議案第 61 号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について説明いたします。

地方税法第 423 条第 1 項の規定により、固定資産台帳に登録された価格に関する不服を申し立てられた場合に、その内容を審査し措置を決定するための固定資産評価審査委員会を設置するよう、定められているところであります。

また、その委員につきましては、同条第 3 項の規定により、議会の同意を得て市町村長が選任することとなっております。

現在、委員を 3 名の方をお願いしているところですが、そのうち、岡野慶信氏の任期が、9 月末日で満了となることから、岡野氏に再任いただくことをご提案するものでございます。

岡野氏は、皆様もご承知のとおり、本町の元職員でございまして、長年、国土調査系の事務に従事し固定資産関係にも精通していることはもとより、幅広い知識や経験も有しており、優れた識見と人格は、本委員の適任者でありますので、その選任につきましては、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和 3 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの 3 年間となります。

よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願いいたします。

**議長(横山弘藏)** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 異議なしと認めます。

したがって討論を省略いたします。

これから、議案第 61 号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを採決します。

お諮りします。

小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 61 号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

— 休憩 午前 11 時 55 分 —  
— 再開 午後 1 時 28 分 —

**議長（横山弘藏）** 再開します。

日程第 11、広報常任委員会委員の選任を行います。

しばらく休憩します。

— 休憩 午後 1 時 28 分 —  
— 再開 午後 1 時 28 分 —

**議長（横山弘藏）** 再開します。

お諮りします。

1 名欠員となっていました、広報常任委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、黒崎政美議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 異議なしと認めます。

したがって、黒崎政美議員を広報常任委員会委員に選任することに決定しました。

**日程第 12、総務文教厚生常任委員会副委員長及び広報常任委員会委員長、副委員長の選任を行います。**

各常任委員会委員長、副委員長は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定によって、委員会の互選により決定することになっておりますので、これより当該常任委員会ごとに委員長及び副委員長を互選していただきます。

しばらく休憩します。

— 休憩	午後	1 時 28 分	—
— 再開	午後	1 時 28 分	—

**議長（横山弘藏）** 再開します。

当該常任委員会委員長及び副委員長が、次の通り決定し通知を受けましたので、報告いたします。

総務文教厚生常任委員会副委員長に松屋治郎議員、広報常任委員会委員長に松屋治郎委員、副委員長に今田光弘議員を、議員、以上のとおりです。

**日程第 13、議会運営委員会委員の選任を行います。**

お諮りします。

1 名欠員となっていました、議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、松屋治郎議員を指名したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 異議なしと認めます。

したがって、松屋治郎議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

**日程第 14、議会運営委員会委員長の選任を行います。**

議会運営委員会委員長は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定によって、委員会の互選により決定することになっておりますので、これより委員長を互選していただきます。

しばらく休憩します。



— 休憩 午後 1 時 30 分 —  
— 再開 午後 1 時 30 分 —

**議長（横山弘藏）** 再開します。

議会運営委員会委員長が、次の通り決定し通知を受けましたので、報告いたします。

委員長に今田光弘議員、以上のとおりであります。

以上で、本定例9月会議に附議された案件の審議は全部終了しました。

これにて、令和3年小値賀町議会定例9月会議を終了します。

どうもご苦労様でした。

— 午後 13 時 31 分 散会 —